

指定都市都道府県調整会議運営要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 21 の 2 第 1 項の規定に基づく指定都市都道府県調整会議（以下「調整会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

（名称）

第 2 条 調整会議は、「名古屋市・愛知県調整会議」と称する。

（構成員）

第 3 条 法第 252 条の 21 の 2 第 3 項の規定に基づき、調整会議に構成員として加えることができる者については、同項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 同項第 2 号の規定に基づく者は、名古屋市長が副市長のうちから選任した者とする。
- (2) 同項第 3 号の規定に基づく者は、名古屋市会が選挙により選出した者で 2 名以内とする。
- (3) 同項第 5 号の規定に基づく者は、愛知県知事が副知事のうちから選任した者とする。
- (4) 同項第 6 号の規定に基づく者は、愛知県議会が選挙により選出した者で 2 名以内とする。

（会議）

第 4 条 調整会議は愛知県知事及び名古屋市長が招集する。

- 2 調整会議の議長は、愛知県知事及び名古屋市長が務める。
- 3 調整会議は、愛知県知事及び名古屋市長が出席し、かつ構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開催することができない。
- 4 愛知県知事及び名古屋市長は、協議事項に応じて必要と認めるときは、専門知識を有する者などを調整会議に出席させることができる。
- 5 調整会議は、原則公開とする。ただし、第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあるなど、公開に支障があると愛知県知事又は名古屋市長が判断した場合には、会議を非公開とすることができる。

（事務局）

第 5 条 調整会議の事務を処理するため、愛知県及び名古屋市に事務局を置く。

（経理）

第 6 条 調整会議に要する経費は、愛知県及び名古屋市の負担とする。

- 2 前項の経費の負担に関し必要な事項は、愛知県及び名古屋市の協議によって定める。

（雑則）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、愛知県知事及び名古屋市長が協議して定める。

（附則）

この要領は、平成 28 年 4 月 19 日から施行する。

参 考

地 方 自 治 法（抄）

（指定都市都道府県調整会議）

第 252 条の 21 の 2 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から第 252 条の 21 の 4 までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

2 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 指定都市の市長
- 二 包括都道府県の知事

3 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
- 二 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者
- 三 指定都市の議会が当該指定都市の議会の議員のうちから選挙により選出した者
- 四 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
- 五 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者
- 六 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
- 七 学識経験を有する者

4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。

5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。

6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。